

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の 発議手続及び国民投票に関する法律案に対する修正案要綱

第一 国民投票の対象

一 憲法改正国民投票及び国政問題国民投票

この法律は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）についての国民の承認に係る投票に関する手続及び国政における重要な問題のうち憲法改正の対象となり得る問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題その他の国民投票の対象とするにふさわしい問題として別に法律で定める問題に係る案件（以下「国政問題に係る案件」という。）についての国民の賛否の投票（以下「国政問題国民投票」という。）に関し定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行うものとする。

二 法制上の措置（附則に規定）

国は、この法律が施行されるまでの間に、国政問題国民投票に関し、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第二 投票権者の年齢

一 年齢

日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有するものとする。

二 法制上の措置（附則に規定）

国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第三 投票用紙への賛否の記載方法及び「過半数」の意義

一 投票用紙への賛否の記載方法

- 1 投票用紙には、賛成の文字及び反対の文字を印刷しなければならないものとする。
- 2 投票人は、憲法改正案に対し賛成するときは投票用紙に印刷された賛

成の文字を囲んで の記号を自書し、憲法改正案に対し反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで の記号を自書するものとする。

- 3 投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするものとする。

二 「過半数」の意義

国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数（憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数をいう。）の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする。

第四 国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲

民主党原案どおり、中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報協議会事務局の職員は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。

第五 公務員等の国民投票運動

一 公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止

- 1 公務員等は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができないものとする。ただし、違反した場合の罰則は設けないものとする。
- 2 教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができないものとする。ただし、違反した場合の罰則は設けないものとする。

二 公務員の政治的行為の制限等に関する規定の適用除外

公務員が国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間に行う国民投票運動及び憲法改正に関する意見の表明並びにこれらに必要な行為については、国家公務員法、地方公務員法等の公務員の政治的行為の制限等に関する規定は適用しないものとする。

第六 組織的多数人買収罪

その要件を、組織により、多数の投票人に対し、賛成又は反対の投票をし又はしないようその旨を明示して勧誘して、その投票をし又はしないことの報酬として、金銭又は賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる物品その他の財産上の利益（多数の者に対する意見の表明の手段として通常用いられないものに限る。）を供与すること等と厳格に限定した上で、組織的多数人買収罪の規定を設けるものとする。

第七 国民投票における周知広報

一 国民投票公報の内容

国民投票公報には、憲法改正案及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明並びに憲法改正案を発議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載するものとする。

二 説明会の削除

憲法改正案に関する説明会の開催について、国民投票広報協議会が行う事務から削除するものとする。

三 国民投票広報協議会及び政党等による放送及び新聞広告

1 放送

国民投票広報協議会は、日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとする。この放送は、国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等が行う意見の広告からなるものとする。

の放送において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

の放送において、政党等は、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができるものとする。の放送に関しては、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対して同一の時間数及び同等の時間帯を与える等同等の利便を提供しな

ければならないものとする。

の放送において意見の放送をすることができる政党等は、当該放送の一部を、その指名する団体に行わせることができるものとする。

2 新聞広告

政党等による無料の新聞広告の制度は、設けないものとする。

第八 国民投票に関する放送

一 国民投票に関する放送についての留意

一般放送事業者等は、国民投票に関する放送については、放送法第3条の2第1項の規定（放送番組編集の準則）の趣旨に留意するものとする。

二 国民投票運動のための広告放送の制限

何人も、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間においては、第七の三1による場合を除くほか、一般放送事業者等の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができないものとする。

第九 施行期日及び施行までの間の国会法の適用に関する特例（附則に規定）

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を経過した日から施行するものとする。ただし、国会法の改正規定（国民投票広報協議会に関する規定を除く。）及び二は、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から、第一の二及び第二の二は、公布の日から施行するものとする。

二 この法律の施行までの間の国会法の適用に関する特例

憲法改正原案の提出及び審査に係る国会法の規定は、この法律が施行されるまでの間は、適用しないものとする。

第十 その他

その他所要の規定を整備するものとする。